

○北海道大学(大学院法学研究科)及び北海道大学(法学部)の
法曹養成連携協定に基づく令和5年度の学修指導体制

北海道大学(大学院法学研究科)及び北海道大学(法学部)の法曹養成連携協定に
基づく学修指導体制として、下記の者を構成員とし、協定に規定された学修指導を実
施する。

	氏名	職種
学修指導教員	山本 哲生	教授
	上田 信太郎	教授
学修指導補佐教員	曾野 裕夫	教授(法科大学院長)
	鈴木 敦	(学部教務委員)
	徐 行	(学部教務委員)
	野田 耕志	教授(法科大学院教務委員会委員長)
	城下 裕二	教授
	佐々木 雅寿	教授
	岸本 太樹	教授
	山木戸 勇一郎	教授
学修指導特別補佐教員	小名木明宏	教授(法科大学院長経験者)

○北海道大学(大学院法学研究科)及び北海道大学(法学部)の法曹養成連携協定(抜粋)

第5条第2項

2 乙は、本法曹コースの学生が、前項に定める卒業認定を受けることができるよう、次に掲げる学修指導体制を構築するものとする。

- 一 法科大学院進学希望者向けの演習担当教員を学修指導教員として配置すること
- 二 法学部教務委員会の委員及び教務委員会が依頼する教員を、前号の学修指導教員を補佐し、その他の就学に関する助言を行う学修指導補佐教員として配置すること
- 三 法科大学院長経験者、法科大学院における授業担当経験者等を、学修指導特別補佐教員として配置すること
- 四 第6条第2項に規定する連携協議会は学修指導教員、学修指導補佐教員、学修指導特別補佐教員からの報告等をふまえ、必要に応じて学修指導体制の見直しを行うこと